

平成 26 年度
厚生労働省医政局委託

医療施設経営安定化推進事業

平成 25 年度 病院経営管理指標

平成27年 3 月

委託先 株式会社 明治安田生活福祉研究所

目 次

I	調査研究の概要	1
1.	調査研究の目的と背景	1
2.	実施体制	2
3.	調査方法	3
(1)	調査対象	3
(2)	調査実施方法	3
(3)	調査票	4
(4)	集計方法	4
4.	調査票の回収結果	5
II	病院経営管理指標に関する調査研究結果	6
1.	機能性指標に関する一部見直し	6
(1)	指標作成の基本的考え方	6
(2)	検討結果	7
2.	平成 25 年度病院経営管理指標データからみた病院経営の概況	8
(1)	施設概況	8
(2)	平均病床数	9
(3)	黒字病院比率	9
(4)	一般病院間比較	10
(5)	病床規模別比較	21
3.	平成 17 年度から平成 25 年度（8 年間）の推移分析	23
(1)	黒字病院比率	23
(2)	経常利益率とその原因分析指標	25
【参考 1】	指標一覧	38
【参考 2】	グルーピングとその定義	40
III	コンプライアンスの取組状況	45
(1)	病床規模別に見たコンプライアンスの取組状況	46
(2)	黒字・赤字別にみたコンプライアンスの取組状況	49
(3)	開設者別にみたコンプライアンスの取組状況	52
IV	中小病院のためのコンプライアンス体制構築のためのポイント	54
【資料 1】	平成 25 年度病院経営管理指標調査 調査票	67
【資料 2】	病院経営管理指標の使い方	78

I 調査研究の概要

1. 調査研究の目的と背景

住み慣れた地域で、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築や、その推進の一翼を担う地域医療連携推進法人制度の創設など、病院を巡る経営環境は大きく変わろうとしている。こうした状況の下で、各病院とも地域における自院の位置づけ（機能）、経営上の各種課題に対して、勘などではなく客観的数値に基づいた合理的かつ効率的対処が求められている。

また、病院外のステークホルダーに対し、病院の経営状況を自ら説明・説得できる体制づくりが欠かせない。

一方、診療報酬架空請求、患者情報流出、医療事故など、病院を巡る事件、事故が少なからず報道される中、医療に対する国民の権利意識の高まりとも相まって、社会が病院を見る目も厳しくなっている。

そのため、病院におけるコンプライアンスの重要性が著しく増大しており、これへの対応も急がれる。

そこで本調査研究では、新たな経営環境の下、機能分化と連携といった病院の機能に関する病院経営管理指標（以下、指標）の充実を図るとともに、法令遵守、倫理や社会通念を守るコンプライアンスに関する病院の実態を把握し、特にその対応が遅れがちな中小病院の参考となるコンプライアンス体制構築のためのポイントを提示した。

2. 実施体制

本調査研究は、以下の構成による委員会を設置し、本事業に関する意見交換や検討を行い、それを踏まえて研究を推進した。

○企画検討委員会委員 (敬称略・五十音順)

委員長	: 田中 滋	(慶應義塾大学 名誉教授)
委員	: 五十嵐邦彦	(公認会計士)
委員	: 石井 孝宜	(公認会計士)
委員	: 土屋 敬三	(独立行政法人 福祉医療機構 共済部 部長)
委員	: 堤 達朗	(エムスリー株式会社)
委員	: 西澤 寛俊	(公益社団法人 全日本病院協会 会長)
委員	: 斐 英洙	(メディファーム株式会社 顧問)

○オブザーバー

厚生労働省医政局医療経営支援課

○事務局

プロジェクトリーダー	: 松原 由美	(株式会社 明治安田生活福祉研究所 主席研究員)
サブリーダー	: 澤 耕一	(株式会社 明治安田生活福祉研究所 研究員)
	: 浅野 有紀	(株式会社 明治安田生活福祉研究所 研究員)
	: 恩田 裕之	(株式会社 明治安田生活福祉研究所 研究員)
	: 山本健太郎	(株式会社 明治安田生活福祉研究所 研究員)

委員会の開催状況は以下のとおりである。

企画検討委員会

- ・第1回企画検討委員会 平成26年10月30日
- ・第2回企画検討委員会 平成27年3月5日

3. 調査方法

(1) 調査対象

医療法人の開設する病院、医療法31条に規定する者の開設する病院および社会保険関係団体の開設する病院全数を対象とし、厚生労働省より提供を受けた対象病院リストにより調査票を配布した。

具体的な開設者は以下のとおりである。

○医療法人

○医療法31条に規定する開設者（自治体）

- ・都道府県
- ・地方独立行政法人
- ・市町村

○社会保険関係団体

- ・全国社会保険協会連合会
- ・船員保険会
- ・健康保険組合およびその連合会
- ・共済組合およびその連合会
- ・国民健康保険組合

○医療法31条に規定する開設者（その他公的医療機関）

- ・日本赤十字社
- ・社会福祉法人恩賜財団済生会
- ・社会福祉法人北海道社会事業協会
- ・全国厚生農業協同組合連合会

(2) 調査実施方法

医療法人の開設する病院、医療法31条に規定する者の開設する病院、および社会保険関係団体の開設する病院全数を対象にアンケート調査を実施した。

調査実施時期は平成26年10月10日から平成27年2月6日である。

調査方法は次の①または②の方法で行った。

- ①事務局より、調査対象の病院に対し、「平成25年度病院経営管理指標調査」調査票を郵送。調査対象病院が調査票に手書きで記入し、記入した調査票を事務局宛に提出。
- ②調査対象病院が事務局ホームページより調査票をダウンロードし、入力した調査票を

事務局宛にEメールにて提出。

なお、回収率向上を図るため、督促はがきを全調査対象病院に送るほか、4病院団体（一般社団法人 日本病院会、一般社団法人 医療法人協会、公益社団法人 全日本病院協会、公益社団法人 日本精神科病院協会）および公益社団法人全国自治体病院協議会から会員宛てに調査票をEメールにて送る、専属のオペレーター1名を配置し督促電話をかける、締切を当初締切予定日の平成26年11月28日から平成27年2月6日まで延長する取り組みを行った。

（3） 調査票

調査票は、【財務票】、【概況票】により構成されている。

【財務票】では、病院会計準則〔改正版〕（平成16年8月19日医政発第0819001号）に則った、平成25年度貸借対照表及び損益計算書について記入を求めた。

【概況票】では、施設の概況、従事者の状況、患者数の状況、外来患者の医薬分業の状況、外部評価の実施状況、コンプライアンスの取組状況について記入を求めた。

（4） 集計方法

指標の算出に当たっては、規模の大きい病院の影響を抑えるため、まず各病院の指標を算出したうえで、その指標の平均値を用いた（指標の合計値／病院数）。一方、財務および非財務の実数については、項目毎の実数の合計値を病院数で除した数値（実数の合計値／病院数）を用いた。また、病院で算出していない等の理由により、一部の項目については集計しない個票を含み、明らかに合理性がないと思われる項目については集計から除外した。

上記の理由により、記載されている指標と実数から算出する指標とは一致しない。また、一部の指標が算出されない、あるいは指標間で不整合が生じている場合があるほか、一部の指標では集計対象に含まれるが、他の指標では集計対象に含まれないケースがあり、同種のグルーピングでの病院数の合計数が一致していないことがある。

各指標の算式はP38、グルーピングとその定義はP40以降に示した。なお、本調査研究の病院種別は下記に示すとおり。

- 一般病院 ：一般病床が全体の80%以上を占める病院
- 療養型病院 ：療養病床が全体の80%以上を占める病院
- 精神科病院 ：精神病床が全体の80%以上を占める病院
- ケアミックス病院 ：上記以外の病院

4. 調査票の回収結果

回収した調査票の内容点検、照会を行い、有効回答が得られた計1,349施設（医療法人775施設、公的病院が574施設）を対象に集計を行った。その結果、本件調査の有効回答率は19.1%となった。

指標算出に当っては、なるべく集計対象を増やすことを目的に、調査票の一部の項目が未記入（給与費の医師・看護師及びその他の常勤・非常勤別の内訳、患者数関連統計について未記入等）の個票も有効回答とした。一方、貸借対照表（以下、B/S）や損益計算書（以下、P/L）の実数を掲載するに当っては、全項目に記入がある個票のみを対象とした。そのため、同一グルーピングであっても実数から指標を作成した場合と、当該指標間では若干の誤差が生じる場合がある（なお、こうした有効回答の扱いは従来からの病院経営管理指標の方法を踏襲）。

図表 1 調査票の回収結果

（単位：施設）

	配布数	有効回答数	有効回答率
医療法人	5,719	775	13.6%
自治体	949	427	45.0%
社会保険関係団体	114	28	24.6%
その他公的	284	119	41.9%
合計	7,066	1,349	19.1%